

【令和6年度 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況の情報の公表】

○上田クリーンセンター

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ)

令和6年11月末現在

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃性一般廃棄物 (トン)	100トン/日×2炉 (24h)	1号炉	1,289	1,631	595	2,112	37	1,600	1,034	1,364					9,662
		2号炉	758	941	1,923	468	2,282	831	1,159	1,054					9,417
		合計	2,047	2,573	2,518	2,581	2,319	2,431	2,194	2,419	0	0	0	0	19,079

※1 ごみクレーンで計測した焼却量。トラックスケールで計測するごみ搬入量とは異なる。

※2 小数点以下を四捨五入。

ロ 測定に関する事項 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ)

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の 焼却ガス温度(°C)	焼却室 上部	800以上	1号炉	926.0	925.1	923.6	921.6	-	911.8	915.7	916.7					920.1
			2号炉	921.3	916.6	921.4	906.1	914.0	910.1	913.4	908.1					913.9
集じん器流入燃焼 ガス温度(°C)	集じん器 入口	200以下	1号炉	182.0	181.9	180.6	180.9	-	180.9	180.1	180.0					180.9
			2号炉	182.7	181.7	181.4	180.0	180.0	180.0	180.2	180.0					180.8
一酸化炭素濃度 (ppm)	集じん器 出口	100以下	1号炉	2.2	1.0	1.1	2.4	-	1.2	1.6	2.1					1.7
			2号炉	6.5	6.1	2.9	7.9	4.1	3.7	9.1	12.5					6.6

※1 表示温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均温度。

※2 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値。

※3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ)

冷却設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二）

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
ばいじん (g/Nm ³)	集じん器 出口	0.02	1号炉	<0.003		<0.004			<0.003	<0.003						#DIV/0!
			2号炉		<0.003		<0.003	<0.003			<0.003					
硫黄酸化物(SO _x) (ppm)	集じん器 出口	100	1号炉	5.5		14.0			9.2	6.0						8.7
			2号炉		2.6		10.0	11.0			5.2					
窒素酸化物(NO _x) (ppm)	集じん器 出口	150	1号炉	110.0		120.0			96.0	97.0						105.8
			2号炉		100.0		110.0	87.0			120.0					
塩化水素(HCl) (mg/Nm ³)	集じん器 出口	326	1号炉	30.0		100.0			10.0	14.0						38.5
			2号炉		4.0		40.0	45.0			18.0					
水銀 (μg/Nm ³)	集じん器 出口	50	1号炉	0.7						1.5						1.1
			2号炉				1.8									
試料採取日				4月16日	5月28日	6月26日	7月29日	8月27日	9月25日	10月22日	11月21日					-
結果が得られた日				5月2日	6月12日	7月4日	8月8日	9月6日	10月7日	11月12日	12月3日					-

※1 排ガス中の一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀は酸素濃度12%換算値。

※2 測定結果における「<(未満)」は、定量下限値を示す。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による届出に記載の数値。

【令和6年度 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況の情報の公表】

○丸子クリーンセンター

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ)

令和6年11月末現在

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃性一般廃棄物 (トン)	20トン/日×2炉 (16h)	1号炉	0	228	201	271	333	430	347	385					2,195
		2号炉	431	338	189	258	315	39	156	100					1,826
		合計	431	566	391	529	647	469	503	485	0	0	0	0	4,021

※1 ごみクレーンで計測した焼却量。トラックスケールで計測するごみ搬入量とは異なる。

※2 小数点以下を四捨五入。

※1号炉耐火物崩落により5/8まで停止

ロ 測定に関する事項 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ)

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の 焼却ガス温度(°C)	焼却室 上部	800以上	1号炉	0.0	859.0	873.0	846.0	836.0	847.0	853.0	849.2					745.4
			2号炉	848.0	843.0	847.0	849.0	842.0	818.0	846.0	841.4					841.8
集じん器流入燃焼 ガス温度(°C)	集じん器 入口	200以下	1号炉	0.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.8					157.6
			2号炉	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0					180.0
一酸化炭素濃度 (ppm)	集じん器 出口	100以下	1号炉	0.0	32.0	21.0	21.0	20.0	21.0	22.0	21.0					19.8
			2号炉	31.0	34.0	24.0	20.0	20.0	18.0	22.0	18.4					23.4

※1 表示温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均温度。

※2 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値。

※3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ)

冷却設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二）

測定項目	測定位置	基準 ^{※3}	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
ばいじん (g/Nm ³)	集じん器 出口	0.02	1号炉	/	/	/	0.01	/	/	/	/	/	/	/	/	0.0
			2号炉	/	/	/	0.01	/	/	/	/	/	/	/	/	0.0
硫黄酸化物(SO _x) (ppm)	集じん器 出口	250	1号炉	/	/	/	0.1	/	/	/	/	/	/	/	/	0.1
			2号炉	/	/	/	0.1	/	/	/	/	/	/	/	/	0.1
窒素酸化物(NO _x) (ppm)	集じん器 出口	250	1号炉	/	/	/	120.0	/	/	/	/	/	/	/	/	120.0
			2号炉	/	/	/	120.0	/	/	/	/	/	/	/	/	120.0
塩化水素(HCl) (mg/Nm ³)	集じん器 出口	489	1号炉	/	/	/	12.0	/	/	/	/	/	/	/	/	12.0
			2号炉	/	/	/	12.0	/	/	/	/	/	/	/	/	12.0
水銀 (μg/Nm ³)	集じん器 出口	50	1号炉	/	/	/	0.3	/	/	/	/	/	/	/	/	0.3
			2号炉	/	/	/	0.2	/	/	/	/	/	/	/	/	0.2
試料採取日							6月20日									-
結果が得られた日							7月18日									-

※1 排ガス中の一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀は酸素濃度12%換算値。

※2 測定結果における「<(未満)」は、定量下限値を示す。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による届出に記載の数値。

【令和6年度 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況の情報の公表】

○東部クリーンセンター

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ)

令和6年11月末現在

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃性一般廃棄物 (トン)	15トン/日×2炉 (8h)	1号炉	143	169	137	162	162	151	157	207					1,288
		2号炉	122	135	154	157	158	148	150	71					1,095
		合計	265	304	291	319	320	299	307	278	0	0	0	0	2,383

※1 ごみクレーンで計測した焼却量。トラックスケールで計測するごみ搬入量とは異なる。

※2 小数点以下を四捨五入。

ロ 測定に関する事項 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ)

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の 焼却ガス温度(°C)	焼却室 上部	800以上	1号炉	868.0	868.0	863.0	853.0	852.0	849.0	856.0	855.0					858.0
			2号炉	860.0	870.0	866.0	848.0	845.0	846.0	847.0	857.0					854.9
集じん器流入燃焼 ガス温度(°C)	集じん器 入口	200以下	1号炉	190.0	190.0	190.0	190.0	190.0	190.0	190.0	190.0					190.0
			2号炉	189.0	189.0	188.0	188.0	187.0	187.0	189.0	190.0					188.4
一酸化炭素濃度 (ppm)	集じん器 出口	100以下	1号炉	66.0	63.0	54.0	50.0	54.0	47.0	58.0	61.0					56.6
			2号炉	61.0	65.0	60.0	61.0	46.0	41.0	70.0	68.0					59.0

※1 表示温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均温度。

※2 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値。

※3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ)

冷却設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二）

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
ばいじん (g/Nm ³)	集じん器 出口	0.05	1号炉	0.001	/	/	/	/	/	0.001	/	/	/	/	/	0.0
			2号炉	0.001	/	/	/	/	/	/	0.001	/	/	/	/	/
硫黄酸化物(SO _x) (ppm)	集じん器 出口	100	1号炉	19.0	/	/	/	/	/	29.0	/	/	/	/	/	24.0
			2号炉	38.0	/	/	/	/	/	/	31.0	/	/	/	/	/
窒素酸化物(NO _x) (ppm)	集じん器 出口	200	1号炉	130.0	/	/	/	/	/	150.0	/	/	/	/	/	140.0
			2号炉	110.0	/	/	/	/	/	/	130.0	/	/	/	/	/
塩化水素(HCl) (mg/Nm ³)	集じん器 出口	489	1号炉	40.0	/	/	/	/	/	28.0	/	/	/	/	/	34.0
			2号炉	100.0	/	/	/	/	/	/	49.0	/	/	/	/	/
水銀 (μg/Nm ³)	集じん器 出口	50	1号炉	0.45	/	/	/	/	/	1.1	/	/	/	/	/	0.8
			2号炉	0.3	/	/	/	/	/	/	6.1	/	/	/	/	/
試料採取日				4月19日	/	/	/	/	/	10月18日	/	/	/	/	/	-
結果が得られた日				5月9日	/	/	/	/	/	10月31日	/	/	/	/	/	-

※1 排ガス中の一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀は酸素濃度12%換算値。

※2 測定結果における「<(未満)」は、定量下限値を示す。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による届出に記載の数値。